

各 位

会社名 株式会社 フコク

代表者名 代表取締役社長 河本 次郎

コード番号 5185・東証第一部

問合せ先 執行役員人事総務部長 神戸 誠

TEL 0.48 - 6.15 - 1.700

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成27年6月26日開催予定の当社第62回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に議案として提出することに関して決議を行いましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開を勘案し、事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、 自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図る べく、監査等委員会設置会社に移行するために所要の変更を行うものであります。
- (3) 責任限定契約が締結することができる範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役について、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分発揮できるように所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、条数の修正等を行うものであります。
- 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以上

定款変更の内容は次のとおりであります。

(注) _____ は変更部分を示します。

現行定款

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) ゴム製品の製造販売
 - (2) 金属製品の製造販売
 - (3) 輸出入貿易業
 - (4) リース業
 - (5) 合成樹脂の成形加工及び販売
 - (6) セラミックス製品の製造販売
 - (7) 前各号に付帯する一切の事業

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を 行使することができる株主の議決権の3 分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって選任する。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

変更案

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的と する。
 - (1) ゴム製品の製造販売
 - (2) 金属製品の製造販売
 - (3) 輸出入貿易業
 - (4) リース業
 - (5) 合成樹脂製品の製造販売
 - (6) <u>モータ、</u>セラミックス<u>およびその応用</u>品 の製造販売
 - (7) バイオ、医療関連製品の製造販売
 - (8) 前各号に付帯する一切の事業

(取締役の員数)

- 第 20 条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるもの</u> を除く。) は、15 名以内とする。
 - 2 当会社の監査等委員である取締役(以下、 「監査等委員」という。) は、4名以内 とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締 役とを区別して株主総会において、議決 権を行使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって選任する。

(取締役の任期)

- 第23条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事 業年度のうち最終のものに関する定時株 主総会終結の時までとする。
 - 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員の任期 は、退任した監査等委員の任期の満了す る時までとする。
 - 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現行定款

(取締役会の招集手続)

- 第 25 条 取締役会の招集は、各取締役<u>および各</u> <u>監査役</u>に対し、会日の3日前までにそ の通知を発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮するこ とができる。
 - 2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について、書面または電磁的 記録により同意をしたときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。<u>ただし、監査</u> 役が異議を述べたときはこの限りでな い。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他法 令に定める事項を記載または記録し、 議長ならびに出席した取締役<u>および監</u> 査役がこれに記名押印または電子署名 を行う。

第 29 条~第 30 条 (条文省略)

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第32条 (条文省略)

変更案

(取締役会の招集手続)

- 第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、 会日の3日前までにその通知を発する。 ただし、緊急の必要があるときは、こ の期間を短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで取締役会を開催 することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の 決議事項について、書面または電磁的 記録により同意をしたときは、当該決 議事項を可決する旨の取締役会の決議 があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によっ て重要な業務執行(同条第5項各号に 掲げる事項を除く。)の決定を取締役に 委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会の議事録には、議事の経過の 要領およびその結果ならびにその他法 令に定める事項を記載または記録し、 議長<u>および</u>出席した取締役がこれに記 名押印または電子署名を行う。

第 30 条~第 31 条 (現行どおり)

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを 区別して定める。

第33条 (現行どおり)

現行定款

(社外取締役の責任限定契約)

第33条 当会社は、会社法第427条第1項の規定 により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に 定める要件に該当する場合には、賠償責 任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、金10万円以上であらかじ め定めた額と法令の定める最低責任限度 額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第34条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第35条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第36条 監査役は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(監査役の任期)

- 第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 補欠によって選任された監査役の任期 は、前任者の残任期間と同一とする。

(補欠監査役の選任の効力)

第38条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、 選任後4年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会開始 の時までとする。

(常勤監査役)

第39条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査</u> 役を選定する。

(監査役会の招集手続)

- 第 40 条 監査役会の招集通知は各監査役に対して、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催する ことができる。

変更案

(取締役の責任限定契約)

第34条 当会社は、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第35条 当会社は監査等委員会を置く。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(監査等委員会の招集手続)

- 第36条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員 に対して、会日の3日前までにその通知 を発する。ただし、緊急の必要があると きは、この期間を短縮することができる。
 - 2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、 招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を 開催することができる。

4

現行定款

(監査役会の決議方法)

第41条 <u>監査役会</u>の決議は、<u>法令に別段の定めの</u> ある場合のほかは、<u>監査役</u>の過半数を もって行う。

(監査役会の議事録)

第42条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役の報酬等)

第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第44条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。

(社外監査役の責任限定契約)

第45条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 46 条~第 52 条 (条文省略)

変更案

(監査等委員会の決議方法)

第37条 <u>監査等委員会</u>の決議は、<u>監査等委員の過</u> <u>半数が出席し、そ</u>の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第38条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第39条~第45条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(新一設)	関
	<u>定款第 45 条の定めるところによる。</u>

以上